

令和6年度運転寿命延伸トレーニング事業
業務委託仕様書

1 業務内容

市町村からの要望に応じて、高齢者を対象とした「運転寿命延伸トレーニング講座」を開催する。

(1) 講座内容

- ・ 運転能力の維持・向上に関するトレーニングの実施
- ・ 自宅でできるトレーニングの指導
- ・ その他、上記事項に関連する講話、指導、助言等

(2) 実施回数

県内 9回

(3) 実施箇所の選定

① 事業に関する広報は、主に県が行う。

但し、本事業の利用を促進するために必要があれば、県と協議の上、受託者が広報を行っても差し支えない。

② 市町村からの申込みの受付先は受託者とし、受託者が日程・内容等の調整を行う。

申込みが多数あった場合には、以下2点を考慮の上、県と受託者で協議し、選定する。

- ・ 運転能力を維持するための施設や機会が少なく、移動手段の確保が喫緊の課題である中山間地域
- ・ 県補助事業「高齢者安全運転見える化事業」の実施実績がある市町村

2 実施報告等

(1) 開催決定報告

市町村から申込みがあり、開催を決定する際には、県に報告する。

(2) 四半期報告

四半期毎に実施状況（市町村、日時、内容、受講者数等）を記載した報告書を提出する。

(3) 年度末実績報告

委託業務の完了後、直ちに、実施内容について具体的に記載した実績報告書を提出する。なお、当該実績報告書には、次の内容を記載すること。

- ・ 年間の実施状況一覧
- ・ 講座内容が分かるもの（使用したテキスト、トレーニングの内容、写真等）
- ・ 受講者アンケートのとりまとめ結果

3 その他

(1) 事業の流れについては、別紙を参照のこと。

(2) 委託仕様書に定めのない事項については、県と受託者で協議の上、定めるものとする。

運転寿命延伸トレーニング事業の流れ

